

(別添)

新	旧
障 発 0411 第 4 号 平成 24 年 4 月 11 日 一部改正 障 発 0324 第 3 号 平成 27 年 3 月 24 日 一部改正 障 発 0228 第 3 号 平成 30 年 2 月 28 日 <u>一部改正 障 発 0310 第 5 号</u> <u>令和 3 年 3 月 10 日</u>	障 発 0411 第 4 号 平成 24 年 4 月 11 日 一部改正 障 発 0324 第 3 号 平成 27 年 3 月 24 日 一部改正 障 発 0228 第 3 号 平成 30 年 2 月 28 日
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針
障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。 このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところである。 今般、下記のとおり<u>令和3年度から令和5年度までの「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了解の</u>	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。 このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度から平成29年度までは、全ての就労継続支援B型事業所において「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降についても「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとする。

新	旧
上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しく願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。	今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しく願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。
記 1. 「工賃向上計画」による取組の必要性 平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかったことを踏まえ、平成24年度以降については、3年毎に「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。 平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところであり、<u>経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）においても、障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進することとしている。</u> 工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であること	記 1. 「工賃向上計画」による取組の必要性 平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかったことを踏まえ、平成24年度以降については、3年毎に「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。 平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。<u>また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月）、未来投資戦略2017（平成29年6月）や働き方改革実行計画（平成29年3月）においても、障害者が希望や能力、適性を活かした就労支援の取組を推進するとともに、農福連携等による就労</u>

新	旧
から、<u>令和3</u>年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。 この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。 さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。 各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。 2. 都道府県における取組 (1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」を作成し、<u>令和5</u>年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の委譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。以下同じ）の支援を計画的に行うものとする。	<u>支援により、工賃向上を推進していくこととしている。</u> 工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、<u>平成30</u>年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。 この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。 さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。 各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。 2. 都道府県における取組 (1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」を作成し、<u>平成32</u>年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の委譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。以下同じ）の支援を計画的に行うものとする。

新	旧
(2) 基本的事項 ア 計画の作成時期 都道府県は、<u>令和3</u>年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。 イ 計画の対象期間 <u>令和3</u>年度から<u>令和5</u>年度までの3か年とする。 ウ 計画の対象事業所 就労継続支援B型事業所 (※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。) (3) 「工賃向上計画」の作成 ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項 (ア) <u>令和5</u>年度までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額) (※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額の場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。) (イ) <u>令和5</u>年度までの各年度に取り組む具体的方策 (ウ) その他の事項 イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項	(2) 基本的事項 ア 計画の作成時期 都道府県は、<u>平成30</u>年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。 イ 計画の対象期間 <u>平成30</u>年度から<u>平成32</u>年度までの3か年とする。 ウ 計画の対象事業所 就労継続支援B型事業所 (※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。) (3) 「工賃向上計画」の作成 ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項 (ア) <u>平成32</u>年度までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額) (※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額の場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。) (イ) <u>平成32</u>年度までの各年度に取り組む具体的方策 (ウ) その他の事項 イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

新	旧
(ア) 目標達成のための課題の分析 事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、平成<u>30</u>年度から令和<u>2</u>年度までの「工賃向上計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。 (イ) 目標設定 令和<u>3</u>年度から令和<u>5</u>年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況、地域の産業状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。 その際、都道府県においては、暫定の目標工賃（月額及び時間額）を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃（月額又は時間額）により適宜目標の見直しを行うものとする。 また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。 (ウ) 各年度に取り組む具体的方策 (ア) で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。 a 企業の経営手法の導入	(ア) 目標達成のための課題の分析 事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、平成<u>27</u>年度から平成<u>29</u>年度までの「工賃向上計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。 (イ) 目標設定 平成<u>30</u>年度から平成<u>32</u>年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況、地域の産業状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。 その際、都道府県においては、暫定の目標工賃（月額及び時間額）を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃（月額又は時間額）により適宜目標の見直しを行うものとする。 また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。 (ウ) 各年度に取り組む具体的方策 (ア) で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。 a 企業の経営手法の導入

新	旧
民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。 なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。 b 障害福祉部局と他部局等との連携による障害者の就労機会の創出 農業・林業・水産業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図るために、障害福祉部局と他部局等との連携に努めること。なお、他部局等との連携にあたっては、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。 c、d (略) (エ) (略) (4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進 ア、イ (略) ウ 企業等からの発注の推進 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み(在宅就業障害者支援制度)について、工賃水準の確保と一般雇用への移	民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。 なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。 b 障害福祉部局と他部局等との連携による障害者の就労機会の創出 農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図るために、障害福祉部局と他部局等との連携に努めること。なお、他部局等との連携にあたっては、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。 c、d (略) (エ) (略) (4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進 ア、イ (略) ウ 企業等からの発注の推進 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み(在宅就業障害者支援制度)について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む(2)のウの

新	旧
行に取り組む（２）のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援Ａ型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。） また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。 エ～ク （略） （５） （略） （６） 「工賃向上計画」の報告 都道府県が作成した「工賃向上計画」については、<u>令和３</u>年６月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。 また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。 また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取り組まれることを推奨する。 なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、必要に応じてその内容を公表することとしている。 （７） （略）	事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援Ａ型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。） また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。 エ～ク （略） （５） （略） （６） 「工賃向上計画」の報告 都道府県が作成した「工賃向上計画」については、<u>平成３０</u>年６月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。 また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。 また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取り組まれることを推奨する。 なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、必要に応じてその内容を公表することとしている。 （７） （略）

新	旧
3. 各事業所における取組 (1) (略) (2) 基本的事項 ア 計画の作成時期 事業所は<u>令和3</u>年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。 <u>なお、令和3年度から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及びロの就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）については、工賃向上計画を令和3年4月作成していない場合は算定できないので留意すること。</u> イ、ウ (略) (3) 「工賃向上計画」の作成 ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項 (ア) <u>令和5</u>年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額） また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。 (イ) <u>令和5</u>年度までの各年度に取り組む具体的方策	3. 各事業所における取組 (1) (略) (2) 基本的事項 ア 計画の作成時期 事業所は<u>平成30</u>年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。 イ、ウ (略) (3) 「工賃向上計画」の作成 ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項 (ア) <u>平成32</u>年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額） また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。 (イ) <u>平成32</u>年度までの各年度に取り組む具体的方策

新	旧
(ウ) その他の事項 イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項 (ア) (略) (イ) 目標工賃の設定において勘案する事項 令和3年度から令和5年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。 a 各事業所の令和2年度の平均工賃実績 b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入 c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金 d 各都道府県の目標工賃 (ウ) 各年度に取り組む具体的方策 工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。 a ～ c (略) d 企業等から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）は、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行に効果的であることから、地域の人手不足感のある企業等の施設外就労先を確保することにより、工賃向上及び一般就労への移行に努めるなど、引き続き施設外就労の実施を検討すること。	(ウ) その他の事項 イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項 (ア) (略) (イ) 目標工賃の設定において勘案する事項 平成30年度から平成32年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。 a 各事業所の平成29年度の平均工賃実績 b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入 c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金 d 各都道府県の目標工賃 (ウ) 各年度に取り組む具体的方策 工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。 a ～ c (略) d 企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）は、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行に効果的である。<u>平成30年度からは、施設外就労の可能日数を月の利用日数から2日を除く日数を限度としていたことや、施設外就労の総数を利用定員の100分の70以下とされていた要件の緩和を行っていることから、地域の人手不足感のある企業等の施設外就労先を確保することに</u>

新	旧
e <u>令和3年度から、在宅でのサービス利用を希望する者であって在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっている。障害者の工賃向上や多様な働き方を支援していくため、在宅利用者に対する支援も検討すること。</u> f～h （略） （４） 「工賃向上計画」の報告 事業所が作成した「工賃向上計画」については、<u>令和3年5月末日までに各都道府県あて提出すること。</u> また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表すること。 （５） （略） 4 （略）	より、工賃向上及び一般就労への移行に努めるなど、<u>積極的に施設外就労の実施を検討すること。</u> e <u>通所の利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっている。平成30年度からは、在宅利用を促進する観点から在宅利用者が居宅において支援を受けた場合には報酬上の加算で評価している。障害者の工賃向上や多様な働き方を支援していくため、在宅利用者に対する支援も検討すること。</u> f～h （略） （４） 「工賃向上計画」の報告 事業所が作成した「工賃向上計画」については、<u>平成30年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。</u> また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表すること。 （５） （略） 4 （略）